

## 【提出書類の注意事項】

(令和6年度綾町育英会奨学生募集要項に基づく申請について)



## ① 全ての申請書類等の記入について

- ・黒の消えないインクのボールペン等で記入すること。(消えるインクのペンで記入されたものは無効)
- ・記入の際に誤って記入した場合は、修正液を使わず二重線を引き訂正しその上に訂正印を押印すること。

## ② 奨学資金貸与申請書(様式第1号)、進学支度金貸付申請書(様式3号)、海外研修・留学等支度金貸付申請書(様式第4号)

- ・申請者(奨学生)、保証人の氏名欄については、必ず本人が自署・押印すること。
- ・申請者(奨学生)、保証人の印鑑は、違う印鑑を使用すること。
- ・印鑑はシャチハタ印などのスタンプ(ゴム)印は使用しないこと。

## ③ 奨学生推薦書(様式第2号)

- ・新入学生は、直前に卒業した学校長の推薦書を取得すること。なお、学校長の異動・退職の可能性に留意し、早めに取得しておくこと。
- ・新入学生以外の在学学生は、現在在学する学校長の推薦書を取得すること。
- ・いずれの場合も封筒に封緘した状態で取得し、開封しないまま封筒ごと提出すること。なお、開封したものは無効となるため、注意すること。

## ④ 税金等の滞納のない証明書

- ・保証人Ⅰ、Ⅱそれぞれの税金等の滞納のない証明書(完納証明書)を提出すること。
- ・申請期日の2ヶ月以内に発行されたものであること。
- ・完納証明書については役場窓口で取得すること。

## ⑤ 所得を証明する書類

- ・保証人Ⅰ、Ⅱについて、令和5年度(令和4年分)所得証明書を提出すること。
- ・共働き世帯については、2名分の所得証明書を提出すること。(保証人Ⅰのみ)

## ⑥ 各提出書類の「家族の状況」欄について

- ・同一の生計であるすべての人を家族として記入すること。
  - ・氏名・続柄・年齢等を令和6年4月1日現在で記入すること。
- ※住民票上の「世帯」とは異なる。(同一の生計である家族)
- ※就学・病気療養などで一時別居している人も同一生計の家族である場合は記入すること。
- ※すでに就業している兄弟姉妹の方で、別居して生計も分離している場合は、記入する必要はない。

## ⑦ 保証人について

- ・ 保証人は必ず2名を用意すること。
  - ・ 保証人Ⅰは、家族内であって申請者の父母・兄弟姉妹またはこれに代わる法定代理人とする。
  - ・ 保証人Ⅱは、保証人Ⅰと生計を別にし所得を有しており、奨学資金の返済に関し保証能力のある成人であること。また、原則、町内に住所を有し、年齢は申請年度末で満65歳以内の者とする。
- ※「保証人」は、奨学資金を借りる本人と同じ責任を負うこと。

### 《保証人になることができない方》

- ・ 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である人、又は、過去に債務整理をした人。
- ・ 保証人としての責任と保証債務を理解していない人。
- ・ 既に滞納となっている他の育英資金の貸与生本人又は連帯保証人。
- ・ 無収入、無貯蓄である人。(保証人Ⅱのみ)
- ・ 生活保護受給中の人。(保証人Ⅱのみ)

### 【奨学金貸付決定後に必要となる書類】

#### (1) 育英奨学資金借受誓約書

- ・ 申請者、保証人の自署で連署捺印(実印)し、印鑑証明書を添付する。

#### (2) 在学証明書

- ・ 令和6年4月1日以降発行のもの。(原本を提出。コピーは不可)
- ・ 貸与継続中は、資格確認のため毎年4月に在学証明書の提出すること。

【注意】合格通知書は在学を証明するものではないため不可。

#### (3) 奨学金振込口座の指定申請書(様式第6-1号)

- ・ 申請書は正確に記入し、記載内容に変更があるときは、改めて提出すること。
- ・ 口座名義は、奨学生本人のものを原則とする。
- ・ 振込口座は綾町農協 本所の口座とする。持っていない場合は新規口座開設をお願いします。
- ・ 振込口座確認のため、口座番号および口座名義が記載されている箇所のコピーを添付すること。

### ◆重要事項◆

- ①申請者(奨学生)は、本人及び保証人の身分、氏名変更、住所、死亡等、その他(休学、復学、転学、退学等)、重要事項に異動があったときは、直ちに綾町育英会事務局へ異動の届出を行わなければならない。
- ②申請者(奨学生)が休学したときは、その期間育英資金の貸与を休止するため、綾町育英会事務局へ連絡すること。その他奨学生として適当でない行為があったときは、育英資金の貸与を停止する場合がある。
- ③保証人は、申請者(奨学生)が貸与・貸付を受けた返還責務の全てについて、連帯して責務を負担すること。
- ④保証人の1人に対する返還責務の履行の請求及び保証人の1人が行う責務の承認は、育英資金の貸与を受けた者及び他の保証人に対してもその効力を生ずること。

【 問合せ先・申請書類提出先 】 ~ご不明な点、ご相談がある場合は下記へご連絡ください。~

綾町教育委員会 教育総務課 TEL 0985-77-1183